## )四年春闘・状況の見方

論題

# ナショナル・ミニマム問題クローズアップ

まな規制緩和策が加速化した。倒

■ 学 教 授 授 小 越 洋 之

### はじめに

と言われてきた。 民の上昇志向が大きい社会、国民 が総「中流意識」を持つ社会など 日本は貧富の差が少ない平等な 階層格差が固定化せず、国

況など経済環境の激変のなかで、 にもとづく「構造改革」、さまざ ない。グローバル経済化、長期不 な言葉を信じる労働者・国民はい 九九〇年代以降、市場原理主義 しかし、今の日本ではこのよう

> リーター化も常態となった。社会 大きく変わった。 保障も後退し、日本は低賃金・低 若者の就職難、臨時・パート・フ そのもとで、主婦パートが増加 の格差が顕著に見てとれる社会に 所得層の増大とその固定化、貧富 産・リストラ、高失業率が続き、

働組合運動においても、この問題 調されている。そして、近年、労 最低限度の所得保障)の意義が強 ナル・ミニマム(国民に対する このような中で、今改めてナシ

助

の重要性が再認識されつつある。

Ι

賃金と社会保障をめぐって

## 何が起こっているか――特徴の素描

◇特徴1 民間給与——年収 男女計で三分の一に 三〇〇万円以下が

層を「中間所得層」とすると、一 りに年収六〇〇万円~八〇〇万円 によれば、男性労働者の場合、か

た民間給与の実態(二〇〇二年)」

国税庁発表の「税務統計から見

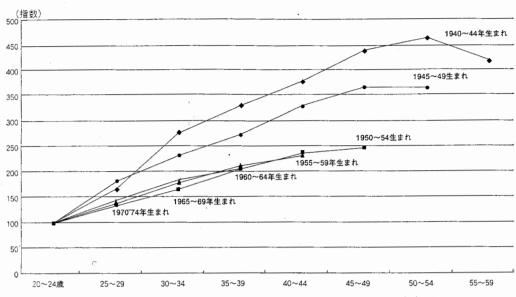
二〇〇二年(平成一四年)では、こ 高所得層」とすると、この階層は 万円~一五〇〇万円層を「相対的 %)に減少した。また、一〇〇〇 の階層は四九八・七万人(一七・ 九九九年(平成一〇年)対比で、 六%)から四七四・四万人(一七 一五五・四万人(五・五%)へと 一七八・九万人(六・三%)から

再構築の一助にしていただければ 視点について述べてみたい。春闘 幸いである。 問題を論じる際に持つべき今日的 社会運動がナショナル・ミニマム 金・税制・社会保障)の歪みにつ 低収入層の広がりと所得分配(賃 いてふれ、その上で、労働運動・ 至ったその背景として、低賃金・ ム問題がクローズアップされるに ここでは、ナショナル・ミニマ

22

### 図 1 実質賃金の伸び (コーホート別)

(男子労働者〔学歴計〕, 産業規模計)



(注) 20~24歳のきまって支給する現金給与額と年間賞与を100とした場合の各年齢層の実質賃金である。

(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(各年版),総務省「消費者物価指数」。

えている。

一九九九年時点で年収

かなり多かったが、その割合が増 と、これまでも女性は低賃金層が

二〇〇万円以下は六二八・七万人

円以下層も六三・一%から六三・ が年収二〇〇万円以下、 摂される。要するに、 以下層だと八一・ 七%に増えた。 そして四〇〇万円 一%がここに包 女性の四割 六割は三

> それ以上の階層が減少している。 ○万円以下の所得階層が増加 年前と比較して男性では年収三〇

女性では、

年収一五〇万円

九・七%)へと増加し、三〇〇万

労者

(雇用労働者と自営業主・そ

家族)の賃金・収入の変化は五

〇二年には六六五・〇万人(三 (三七・八%) であったが、二〇

いる。 ら三七%となり、 方、 女性労働者の場合をみる 四割に近づいて

○○万円以下層の比率は三三%か

産業、

鉱業、

繊維工業、

卸売業、

はパー バ 回調査している イト なお、 など非正規雇用者である。 総務省統計局が五年に 派遣、 『就業構造基本統 契約社員、 アル

た 計調査』の最新版(二〇〇三年七 サービス業などに多く分布し、 月刊)によると、二〇〇二年度の勤 業規模では小規模企業に多い。 これらの低賃金層の主要部分 企 万円以下である。 〇〇万円以下、 八割は年収四〇〇

六八・〇万人(九・四%)

から二

以上の結果、男女計で年収三〇

○万円以上三○○万円以下層が一

低下している。

その反面で、

円以下の層も、

匹

八九·九万人

る。

また、年収二〇〇万円以下

○○二年で三四・九%となって ○万円以下層の比率は高まり、

○七·三%

から五一一・三

万

九

一% (一九九九年は一七

人(一八・二%)に増加している。

年収一〇〇万円以上四

以下の労働者は、

業種では農林水

九%)と二割に近い。二〇〇万円

増加し、三〇〇万円以上四〇〇万 〇七・五万人 (一〇・九%)

### (%) 25 未納者 納付者 (301万円) (373万円) .20 16.7 16.0 15 13.8 → 納付者 13,4 -×-- 未納者 13.2 13.0, 10.0 10 9.1 9.5 \_8.0 8.0 ×7.9 \_6.0 7.2 4.5 :5 **•** 5,3 3.8 3.5 5.2 3.0 .∕∽. 4.0 2.9 -X 2,4 3.0 ( ) 内は中 注 2,3 1,9 央値である。 O. 1000~ 1200~ 1500万円 400~ 500~ 600~ 700~ 800~ 900~ 所得なし 100万円 100~ 200~ 300~ 1000万 1500万

- 国民年金保険料の納付者・未納者の世帯所得(平成13年)の状況

社会保険庁『平成14年国民年金被保険者実態調査結果の概要』(速報) 2003 (平成15) 年7月。 (出所)

700万

800万 900万 120075

600万

500万

400万

図1は『賃金構造基本

統計

調

三年四月六日)。

とくに最近大きな話題になっ

て

年出生) ある。 生集団) 金の軌跡を辿ることは、 査』を用いたコーホート 団塊の世代」(一九四七年~四 ても、 若い労働者は、 現在六〇歳代、 別の実質賃金水準比較で のような右肩上がりの賃 正社員であ あるい ほぼ絶望 (同時出 九 は

化は、

以上の低所得者・低賃金層

る国民年金

(基礎年金)

の空洞

の増加と密接な関係がある。

図 2

○○一年)による国民年金

保険料の納付者・未納者の

は二001

二年調査

(調査時期は二

未満

200万 300万

> ◇特徴2 若年世代の低賃金 の構造化

いる。

賃金カーブの鈍化(フラッ

(卜化)

程度が所得水準の分岐点になって

۲

のように若年世代の低賃金、

ある。 底賃金層は固定化し、 け出すのは非常に困難になりつつ 顕著になっている。 驚くほど鈍化している。 要因であるが、 以上のように、 において、低賃金層の増加が 労働者の賃金 青年労働者の賃金の伸びは 正規雇用であっても、 企業の正規雇用の縮減もそ 今日 それだけではな 第 しかも、 そこから脱 の 次所得分 日 若年世 その 本 で

> 国民健康保険料を納入できな あるいは国 民 年 金

なった 世帯の増加、 加入者の増大など、 っている。国民健康保険の加入者 会保険の空洞化」 は二〇〇〇年で無職層が四九%と (基礎年金)の保険料未 納 者や非 (『日本経済新聞』二〇 状況が深刻に いわゆる「社 ts

### 準をみると、 段に厳しいのがフリー いう実態も珍しくない。 正規雇用者の所得である。 が構造化しているのであるが、 生活保護基準以下と ター等の非 その水

◇特徴る 「社会保険の空洞化

I

している。 世帯所得別分布である。 四四歳台、 未納者は二〇~二四歳台と四〇~ 六二・四%より高くなっている。 五%と前回調査 (九九年調査) が高く、経済的に支払うのが 収三〇〇万円以下で全体の二分の が三三%、三人に一人である。 に未納者の年収は二〇〇万円以下 難」が圧倒的に多く、総数六四 一、すなわち二人に一人となる。 保険料の未納理由は、「保険料 四五~四九歳台で増加 図のよう 年 の 困

となった。三七%にのぼる未納率 比八・一ポイント減で六二・八% 二〇〇二年度の納付率は前年対 リストラ・失業によって厚生

い 超える。政府・社会保険庁は保険 年金から国民年金に移り一号被保 化だけで解消できるもの では であり、空洞化は保険料の徴収強 賃金・無収入層の激増という問題 化しているが、背景にあるのは低 料の強制徴収など未納者対策を強 数は少なくみても一○○○万人を ど納付特例者を加えると、 者以外の滞納者、免除者、 の厳格化などが原因である。 徴収業務の移管と保険料免除基準 自治体から社会保険庁への保険料 若年層の低所得者の増加、 者の増加、 険者となったが保険料を払えな およびフリーターなど その総 学生な さらに ts

る。

たに創出した価値を付加価値とい ◇所得再分配とは 企業がその生産活動の結果、 どうなっているか 所得の再分配(税・社会保障)は 新 <u>ځ</u> 価消却費等に分配される。人件費 等の金融費用、 付加価値が利益、人件費、 いわば生産の成果である。 賃借料、 租税、

ځ

减

得分配 そのことを端的に示すものであ いる。「中間所得層」が減少し、 ことについてはつとに指摘されて の格差(不平等)が拡大している らったものである。その第一次所 配所得と言ったのはこの用法にな 合を指す。本稿で賃金を第一次分 とは付加価値に占める人件費の割 は賃金と言っていい。 低所得層」が増えている状況は、 (賃金) において労働者間 労働分配率

きたい。

国家の政府は、 した政策をとってきた。 の安定を保とうとする。資本主義 配)を行い、不満を和らげ、社会 に所得の第二次分配 (所得再分 るために、国家・政府は税制・社 経済も安定を欠く。それを回避す 成していく。そうなると、 満を募らせ、それが社会不安を醸 い者とに分かれ、持てない者は不 くと、社会は富を持つ者と持てな 会保障を通じて、 そうした所得格差を放置して 大なり小なりそう 持てない人たち 政治も お

### ◇日本の所得再分配の現況

制・社会保障を通じた所得再分配 ての日本の位置を客観的にみてお はどうなっているのか では今、この日本にお 先進資本主義国と比較し ţ 7

民還元率」)、 障給付費を比べると(同表の「国 社会保険料等の国民負担と社会保 国で最低である、また、②租税・ (一五・八%) よりも低く、 %台かそれに近い数値 で ある の 会保障給付費はドイツ、フラン での特徴は、①GDPに占める社 民に還元されているか(「国民 保障給付費、租税·社会保険料等 内総生産(GDP)に占める社会 元率」)の国際比較である。 の国民負担とそれがどれぐらい国 先進国最低である。イギリス、ド 表1は、 日本は一三・八%とアメリカ スウェーデンがいずれも三〇 一九九五年時点での国 日本は四八・六%と رح ک 進

③表2は日本における所得再分

小さいことを示す。として国民に還元される度合いがとして国民に還元される度合いがとして国民に還元される度合いがとして国民に還元される度合いがいない。フランス、スウェーデンな

配機能が劣化していると言ってい きいほど所得分配の不平等度が高 は完全に不平等を示す。数字が大 とる係数で、 険料を控除し社会保障給付を加え 配の変遷を示したものである。 は「若者や女性の『機会の平等』 と急落している。税制の所得再分 九三年三・二、九九年には一・三 に「租税による再配分係数」は、 ても不平等が拡大している。 は○・三八一に上昇している(ジ 三年の〇・三六五から、九九年に た所得)をみると、ジニ係数は九 分配後所得(賃金から税・社会保 係数とは、0と1の間の数字を 橘木俊詔氏 日本は再分配後所得におい 0は完全に平等、 (京都大学教授) 再

税制の所得再分配機能の劣化をへり二〇日)。(表1、表2は次頁)の弊害拡大の危機」を警告していの弊害拡大の危機」を警告してい

もたらしたのは、法人税の大幅引 下げ、累進税率の緩和による高額 下げ、累進税率の緩和による高額 所得層の所得税率の引下げ、消費 所得層の所得税率の引下げ、消費 が立場がら応分の負担を行うことが社会的 ら応分の負担を行うことが社会的 はを、この日本でどう復元してい くか、○四春闘の論題の一つとし くか、○四春闘の論題の一つとし くか、○四春闘の論題の一つとし



## ■ 所得保障のナショナル

### ◇いまなぜ、所得保障の

税制についての取り組みは十分で 化が進行しているのであるが、そ めをかけようとしてきた。また、 の基準を設けて、格差拡大に歯止 れ以下は許さないという最低限度 の縮小を求めてきた。そして、こ 合は賃金格差の拡大に反対し、そ が二分されていくのは決して良い 機能せず、むしろ後退している。 通じての所得再分配もまた十分に 分配、すなわち税制・社会保障を れを是正するはずの第二次の所得 格差が拡大し、所得分配の不平等 所得分配、すなわち賃金において ことではない。だからこそ労働組 人と貧しい人、といった形で社会 持てる者と持てない者、豊かな 以上のように、 日本では第一次

はなかったが、社会保障を充実させるよう求めつづけてきた。社会保障の充実要求は、必ずしも社会保障の所得再分配機能に着目しての要求ではなかったものの、国には国民すべてに対して、健康で文は国民すべてに対して、健康で文は国民すべてに対して、健康で支は国民すべてに対して、健康で文は国民すべてに対して、健康で文は国民すべてに対して、健康で支はなかったが、社会保障を充実させる公割を果たした。

しかし、長期の不況と経済のグローバル化、新自由主義的改革が日本を覆うというなかで、第一次所得分配においても、第二次所得分配(再分配)においても、第二次所得分配(再分配)においても、憂うがき状況が現出してしまった。いま改めて、私たちがナショナル・ま改めて、私たちがナショナル・まひめて、私たちがナショナル・まして力説する理由はここにあ

### 表1 「純負担率」および「国民還元率」の国際比較

(1995年)

·	租税・社会保障負担の対G DP比(%) (A)	社会保障給付. 費(注)の対G DP比(%) (B)	「純負担率」 (%) (A)-(B)	「国民還元率」 (%) (B)÷(A)
日 本	28.4	13.8	14.6	48.6
アメリカ	27.6	15.8	11.8	57.2
イギリス	35.2	22.5	12.7	63.9
ドイッ	38.2	28.0	10.2	73.3
フランス	44.0	30.1	13.9	68.4
スウェーデン	47.6	33.0	14.6	69.3

<sup>(</sup>注1) 租税・社会保障負担の対国民所得比および社会保障給付費の対国民所得比については、日本は年度ベース、その他各国は暦年ベースの数値。

資料:租税・社会保障負担の対国民所得比は大蔵省調べ、社会保障給付費の対国民所得 比は国立社会保障・人口問題研究所調べ(ただし、イギリスおよびフランスは、社会 保障構造の在り方を考える有識者会議「21世紀に向けての社会保障」(2000年10月) 28頁による)、65歳以上人口割合は OECD "Labour Force Statistics 1979-1999" による。

表 2 所得再分配の変遷

年	再分配後所得の不 平等度(ジニ係数)	租税による再分配 係数 (%)	社会保障による再 分配係数(%)
1972	0.314	4.4	5.7
<b>7</b> 5	0.346	2.9	4.5
78	0.338	3.7	1.2
81	0.314	5.4	5.0
84	0.343	3.8	9.8
. 87	0.338	4.2	12.0
90	0.364	2.9	12.5
93	0.365	3.2	13.2
96	0.361	1.7	15.7
99	0.381	1.3	17.1

(出所) 「所得再分配調査」(旧厚生省)。

<sup>(</sup>注2) 社会保障給付費は, ILO 基準 ("The Cost of Social Security") による。 ただし, イギリス および フランス は OECD 基準 ("Social Expenditure Database") の "Public & Private Mandatory" の数値による。

<sup>(</sup>出所) 井上誠一「『高福祉・高負担』国家スウェーデンの分析」『週刊 社 会 保 障』第 2145号 (2001年7月23日) による。原資料は下記。

<sup>\*『</sup>日本経済新聞』2003年8月20日付、橘木俊詔氏の記事より。

ここで取り上げるナショナル・

## ☆オショナル・ミニマムは稼

働基準法第一条)水準に引き上 働者(雇用形態は問わない)の最 ミニマムとは、さしあたり、 準はそれに準じたものにする。 る所得保障のナショナル・ミニマ げ、それをもって、この国におけ 低賃金を「人たるに値 する」 (労 返し強調してきた。すなわち、 って定立されるべきであると繰り で、その基準は雇用保障を前提に 意は、第一次所得分配において全 なわち社会保障による所得保障基 ていない人に対する所得保障、 保障基準)とする。そして、 得基準を設定するということであ 国共通・一律の最低限度の賃金所 )た全国一律の最低賃金制度によ 基準と定義できる。 生活を保障する所得の最低限度 (国民に対する最低限度の所得 私はこれま 国民 稼 4

◇生活保護基準について

る。

ようなはっきりとした「貧困ライ

基準のみということになる。 大ショナル・ミニマムとしての 所得保障の基準は当然、生計費が 所得保障の基準は当然、生計費が に表示せず、また時系列比較に を除外するなど生計費を正 確に表示せず、また時系列比較に を除外するなど生計費を正 をに表示せず、また時系列比較に を除外するなど生計費を正 をに表示せず、また時系列比較に をいかな指標を示すのは生活保護 を耐えない。したがって、生計費 の公的な指標を示すのは生活保護

筆者は、現行地域最賃を「稼働者のミニマム」とし、生活保護基 さしたとき、「稼働者のミニマム」とみ である最低賃金の水準・内容があ である最低賃金の水準・内容があ すると、「非稼働者のミニマム」 が上位という「逆転現象」が生じ が上位という「逆転現象」が生じ

して、全国一律でない地域最賃はして、全国一律でない地域最賃はして、全国一律でない地域最賃は不のような中で、日本の「貧困ライン」の代理指標になっているのが生活保護基準である、と指摘したことがある。「貧困ライン」という最低限度の所得保障基準がない日本社会では、生活保護基準がない日本社会では、生活保護基準がない日本社会では、生活保護基準がない日本社会では、生活保護基準がないのでは、生活保護基準がないのでは、生活保護を表表して、というと、そ

### ライン」と仮定すると──

近年、低賃金層が増加するないだ中、低賃金用いている労働組合では、た意を注いでいる労働組合では、かったウエッジ要求の根拠に生活が、あるいはリビング・ウエッジ要求の根拠に生活が、そうした人たちの賃金引上げ

最賃(東京都七○八円)を一○○局(東京ユニオン)では現行地域

○円に引き上げる方針を打ち出し 「いるが、それでも年間二○○○ 京ではとうてい生活できない。東 京ではとうてい生活できない。東 京の生活保護基準は単身者の場合 で二四○万円である。そこでJC ひFでは、それを下回ることのな いよう、年間二○○時間労働、 いよう、年間二○○○時間労働、 いよう、年間二○○○日間労働、 いよう、年間二○○○日間労働、 いよう、年間二○○○日間労働、 いよう、年間二○○○日間労働、

また、京都総評は低賃金労働者 立と地域最賃の引上げの個人請願立と地域最賃は時給六七七円、月額換算 (八時間、一二日)でも一一万九 一五○円(年収換第一四二万九八 一五○円(年収換第一四二万九八 ○○円)にすぎない。そこで、京都総評は生活保護基準に依って最 都総評は生活保護基準に依って最

万三九一〇円)、住宅扶助(三万四万四一〇円、第二類一人世帯四四万四一〇円、第二類一人世帯四四元四一〇円(第一類二〇~四〇歳

料を加えると(上記の金額の一・ 年額で二一五万円(時給換算一〇 六万四〇〇〇円として二万七八九 九〇円)となっている。 〇円)の合計は一四万三二一〇円 (月額)で、これに税・社会 保 険 一五倍)、月額一七万九○○○円、 一〇〇〇円)、勤労控除 (収入一

然の事理を運動によって実体化し のでなければならない、という当 所得保障の「稼働者ミニマム」は す運動と整理できる。すなわち、 ビング・ウェッジ」の確立を目指 あるいは、貧困ライン以上の「リ 上に最低賃金を引き上げる運動、 ようとする取り組みと言える。 「非稼働者ミニマム」を超える も ン」と仮定すると、貧困ライン以 生活保護基準を「日本型貧困ライ 以上の二つの取り組み事例は、

が、そこでは生活保護基準の引下 げが検討テーマの一つになってい 護制度の見直し作業を行っている 付言すると、今、政府は生活保 賃金抑制、 低賃金層の拡大等

二月下旬号に紹介されている)。

この連合の「最低生計費試算」

加えて、試算した最低生計費と

らない。労働運動はこの観点から 引き下げよ、という議論にほかな これは、「日本型貧困ライン」を 下げるべき」という議論である。 に合わせて「生活保護基準も引き 縮小していることを理由に、それ によって勤労者全体の生活水準が 問題把握が必要だと考える。

### ◇連合の「最低生計費試算」 について

指標プロジェクト報告書』を発表 組合が独自に考案する 必 要 が あ 国一律のミニマム基準について、 月)は、「仕事の価値づけ」=均等 している(その全容は本誌○三年 する形で、連合・労働条件局は、 る」と提案した。この提案に符合 社会保障制度等との関連を含め、 の視点に立って生活を保障する全 待遇戦略の一環として、「生活 者 告〇三年六月、最終報告〇三年九 一○○三年一○月『賃金ミニマム 「連合評価委員会報告」(中間報

> 生計費試算の総括表(結果)は表 きなウェイトを占める家賃は同年 品・サービスの全物量に物価をか ○三年四月。なお、生計費中で大 試算したものである(調査は二〇 〜四人世帯における最低生計費を トバスケット方式」を用いて一人 けて生計費を試算する「マーケッ ル地域として設定し、生活必需 算地域として、さいたま市をモデ 働者の最低生計費(生活費) 一月~三月期の価格)。この 最 低 のとおりである(次頁)。 このプロジェクトは、大都市労 の試

万円 もとにしたものとみられる。 る。 ぼ等しい。上記最低生計費試算を 費試算=単身成人男子年収一七五 額一四万六〇〇〇円を 決 め て ジ)として、時間額八四○円、 る賃金」(連合リビング・ウエ で「誰でも最低限度の生活ができ 次いで連合は、〇四春闘方針案 この金額は総括表の最低生計 (税・社会保険料込み)にほ 月 1

> ジ」の基準は低すぎる。 をどうみるか。筆者の個人的意見 「連合リビング・ウエイ

近いのではないか。 ○○○円)が最低生計費の金額に 消費支出月額一五万六 〇 九 八 円 わち成人男子単身モデルにおける 動車保有の場合」の試算値、すな 必需品である。したがって、「自 れていない地方では自動車は生活 八万七〇〇〇円、年収二二四万九 〔税・社会保険料込みで月額 約 まず、公共的交通手段が充足さ

ない。「最低家賃」でも、父子二 限らず地方都市でも住居は得られ る。三万五○○○円では東京圏に 隘に過ぎる。 また家賃 も 低 すぎ 人世帯(賃貸1DK)、また は 夫 (賃貸1DK)四万一〇〇〇円 次いで、単身者の住居1kは狭

うなずけない。 すべてゼロとしているが、これも また、二人世帯以上の外食費を 程度が必要ではないか。

表 4 2003年 連合最低生計費・総括表

本 4 2003年 建合取低生計質・総括表   単身   2人世帯   3人世帯   4人世帯							444 MF
	単身 2人世帯		○ 3人世帝		4人世帯		
	男 父+子1人 夫婦		②+子2人 夫婦+子1人		夫婦+子2人		
	<u>男</u> 賃貸1K	賃貸1DK 小(男)	文雅 賃貸1DK	大十万2八 賃貸2DK 中(女) 小(男)	大雅・丁 / 人 賃貸2DK 小(男)	大雅 賃貸3DK 小(男) 小(男)	サンス 賃貸3DK 高(男) 中(女)
食料費	31,416	42,384	46,020	58,244	62,384	78,748	86,200
家庭内食費	16,416	34,884	38,520	48,744	52,884	67,248	74,700
外食費し好食品	10,000 5,000	7,500	7,500	9,500	9,500	0 11,500	0 11,500
住居費	35,000	41,000	41,000	47,000	47,000	60,000	60,000
家賃・管理費	35,000	41,000	41,000	47,000	47,000	60,000	60,000
光熱·水道費(*)	9,284	13,040	13,040	15,034	15,034	16,932	16,932
電気代(*)	2,509	4,518	4,518	5,169	5,169	6,094	6,094
ガス代(*)	4,391	4,977	4,977	5,564	5,564	6,033	6,033
上下水道費(*)	2,384	3,140	3,140	3,896	3,896	4,400	4,400
灯油(*)	4,332	405	405	405	405	405	405
家具·家事用品(*)		8,711	8,630	10,267	10,223	11,429	11,459
耐久消費財	1,791	3,606	3,606	4,017	4,017	4,428	4,428
室内装備品	76	198	194	259	259	321	321
照明器具	130	372	315	501	443	573	573
寝具類	309	633	617	957	942	1,266	1,266
台所•調理用品 食器 本線 周日田日	651	1,175	1,175	1,175	1,175	1,175	1,175
	235	625	625	676	703	754	782
玄関・洗濯・裁縫・風呂用品 消耗品 2世曜・屋本物 整体	365 569	613 1,074	613 1,074	1,526	671 1,526	703 1,665	703 1,665
被服・履き物費(*) 被服費	4,095 3,001	7,707 5,688	10,326 7,284	10,658 7,470	13,937 9,971	17,547 12,657	15,785
衣料小物	265	433	1,062	694	1,230	1,397	1,543
履き物	349	868	782	1,459	1,300	1,819	1,990
洗濯代	285	351	706	527	772	838	965
	2,875 479	5,377 889	5,986 889	8,290 1,126	8,290	10,320	10,320
医療器具(*) 医療費	396 2,000	488	1,097 4,000	1,126 1,164 6,000	1,126 1,164 6,000	1,126 1,194	1,126 1,194
<u> </u>	8,497 (42,321)	9,218 (43,042)	9,218	12,213 (46,036)	12,213 (46,036)	8,000 13,601 (47,425)	8,000 13,601 (47,425)
交通費	3,000	4,500	4,500	6,000	6,000	6,000	6,000
郵便費		300	300	450	450	600	600
電話代(*)	5,105	3,934	3,934	5,037	5,037	6,034	6,034
自転車関係費(*)	242	484	484	726	726	967	967
(自動車関係費) 教育費	(33,824)	(33,824) 8,390	(33,824)	(33,824) 23,698	(33,824) 8,390	(33,824) 16,780	(33,824) 38,992
学校教育費(小学校) 学校教育費(中学校) 学校教育費(高校)		8,390		8,390 15,308	8,390	16,780	15,308 23,684
教養娯楽費 耐久財(*)	9,939	12,585	13,068	15,977	15,214	17,359	19,817
	436	874	436	1,399	874	1,311	1,399
教養娯楽用品(*)	183	391	312	758	520	728	1,098
新聞・聴視料	5,320	5,320	5,320	5,320	5,320	5,320	5,320
帰省費	2,500	3,500	4,500	5,500	5,500	6,500	8,500
レジャー関係費	1,500	2,500	2,500	3,000	3,000	3,500	3,500
その他	16,836	20,341	27,460	23,885	30,823	34,183	35,873
理美容サービス	2,333	4,200	4,333	5,667	6,200	8,067	8,133
理美容用品(*)	998	1,243	2,720	1,407	2,865	3,009	3,024
身の回り品(*)	505	898	1,407	1,311	1,758	2,107	2,216
小遣い(大人)   子供の小遣い	6,000	6,000 1,000	12,000	6,000 2,500	12,000 1,000	12,000 2,000	12,000 3,500
社会的交際費	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
消費支出合計①	122,274	168,753	174,748	225,266	223,508	276,899	308,979
(自動車保有の場合)	(156,098)	(202,577)	(208,572)	(259,090)	(257,332)	(310,723)	(342,803)
保険料②	1,600	2,500	3,200	3,400	4,100	(310,723) 5,000	5,700
総計(①+②) (自動車保有の場合) 年間必要と計事(②-) ②) (40)	123,874 (157,698)	171,253 (205,077)	177,948 (211,772)	(262,490)	227,608 (261,432)	281,899 (315,723)	314,679 (348,503)
年間必要生計費(①+②)×12	1,486,488	2,055,036	2,135,376	2,743,992	2,731,296	3,382,788	3,776,148
(自動車保有の場合)	(1,892,376)	(2,460,924)	(2,541,264)	(3,149,880)	(3,137,184)	(3,788,676)	(4,182,036)

<参考:税・社会保険料込みの年収試算>

税・社会保険料込み年収	1,750,000	2,393,000	2,492,000	3,185,000	3,169,000	3,921,000	4,381,000
(自動車保有の場合)	(2,249,000)	(2,893,000)	(2,991,000)	(3,687,000)	(3,670,000)	(4,429,000)	(4,888,000)

<sup>(</sup>注) \*は、合計金額に消費税をうわのせした。 ( ) 内の表示は、自動車保有の場合。 税・社会保険料込み年収は、年間必要生計費に片働きの場合に負担する税・社会保険料を加えた概算。 (出所) 連合・労働条件局『賃金ミニマムプロジェクト報告書』(2003年10月)。

する点がある。 生活保護基準との対比も行ってい 控除を除いているなど再点検を要 生活保護基準額につき勤労

そうではあるが、最低生計費の

連する「貧困ライン」についての ナショナル・ミニマム、および関 の勤労者の最低限度の所得保障、 連合の主張と行動に果敢性を期待 の生活ができる賃金」を方針化し 積算に取り組み、「誰でも最 低 限 したい た連合の姿勢に注目したい。日本

ての労働者の賃金の底上げをはか る、②パート労働者の時間給の引 上げをはかる、③企業内最賃協定 なお、全労連は、 賃・全国一律最賃の実現 の締結や地域最賃の改善、 に賃金闘争を進めるとし、 も一万円以上」とともに「時給 の全国一般は、「ナショナル・ミ 提案している。 ○○○円以上」の最低賃金要求を ①未組織労働者を含め、 また、全労連傘下 〇四春闘 すべ 産別最 一誰で で を軸

ていることも注目できる。 金構想(月額七万円)を提示した ついて違いはあるが、最低保障年 対して、連合と全労連が財源等に 指して、東京東部共同行動、 同行動を展開している。 春闘共闘、農民・業者などとの共 の全国一律最低賃金制の確立を目 給一〇〇〇円、月額一五万円以上 シンポジウムを継続的に行い、時 ニマム」の確立を目指す国民共同 付言すると、○四年年金改革に 東京

(1) 工藤恒夫氏は「社会保障によ って確保されうる『最低生活』水 準は、好むと好まざるとにかかわ 最低賃金の水準によって 規定さ れ、原則的にそれ以下の水準にな らざるをえない」(工藤恒夫『資 三年、新日本出版社、一〇八四) 本制社会保障の一般理論』二〇〇 一国の一定の時期における

全労連』二〇〇三年六月号。

改革をめざして」二〇〇三年)。

者に目を向けることから」『月刊 辻昌秀「低賃金・無権利労働

(5) 連合案は「定額基礎年金」夫 納入された事業主拠出金による。 源は、国庫の一般財源および国に 月)。全労連案は月額七万円。財 保障ビジョン』(二〇〇二年一〇 としている(連合『二一世紀社会 税、六分の一を使用者負担とする を一般財源、三分の一を年金目的 婦二人一四万円、財源は二分の一 会「『みんなが安心』の公的年金 (全労連最低保障年金制度等 検 討

ミニマムにほかならない。

のではないか。

引上げとは本質的に異なると考え 必要であり、それがナショナル・ 者と国民諸階層の共通の目標値が ている。真の「底上げ」には労働 上げ」は、「企業内最低賃金」の 一言すると、筆者は賃金の「底

**(おごし・ようのすけ/** 労働経済・社会政策)

### むすび

制・リビングウエッジ」『賃金と 社会保障』第一三一一号、二〇〇 拙稿「貧困ライン・最低賃金 低迷し、ベア(平均賃金)引上げ 自体が困難となっている。 波及効果は現状では望むべくもな げ幅」春闘から、 労働組合の賃上げ闘争 = 春闘が 視点を変えて、これまでの「上 をテーマにし、それを追求 賃金の絶対水準

(の) J-LPU Reports: 二〇〇三年

していくことが重要になっている

一年一二月上旬号)。



元のコピーのままです。スイ